令和７年度

**群馬県奨学金返還支援補助金**

申請の手引き

［申請受付期間］

令和７年８月１日（金）～令和７年９月３０日（火）

令和７年７月

群馬県　産業経済部

労働政策課　人材活躍支援室　次世代人材係

# １　事業概要（目的）

　　群馬県への若者の就職促進及び中小企業等の人材確保を図るため、従業員の奨学金返還支援を行う中小企業等に対し、当該企業の負担額の一部を補助します。

# ２　補助内容

## 補助対象者（企業）

　以下のいずれも満たす中小企業等

1. 従業員への奨学金返還支援制度を設けていること
2. 県内に本社を有すること

## 中小企業等の範囲

　中小企業基本法第２条に定める中小企業者のほか、一般および公益社団・財団法人、農業法人、社会福祉法人、各種協同組合等

　ただし、次のいずれかに該当する中小企業者（みなし大企業）は含まない。

1. 発行済み株式の総数又は出資価額の総額の２分の１以上を同一の大企業が所有している中小企業
2. 発行済み株式の総数又は出資価額の総額の３分の２以上を大企業が所有している中小企業者
3. 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の２分の１以上を占めている中小企業者

## 支援対象者

　　補助対象企業に勤務し、以下の全てを満たす者

1. 正社員である者
2. 採用後３年以内かつ30歳未満である者
3. 日本学生支援機構等の奨学金を返還予定又は返還中の者
4. 他の地方公共団体等が実施する奨学金返還支援を受けていない又は受ける予定がない者
* 正社員とは･･･
期間の定めがなく、補助対象企業に雇用されている者。
* 日本学生支援機構等の奨学金を返還予定又は返還中の者とは･･･
現に奨学金を返済している者又は当該年度より返済開始予定である者。

## 補助対象期間

　支援対象者１名につき、最長３年間（当該企業採用後、支援対象者の奨学金の返済が開始した月を１ヵ月目とし、最長36ヵ月間を補助対象期間とする。）

## 申請上限人数

　１社あたりの申請人数の上限はありません。

## 補助額

* 1. 支援対象者の年間返還額の３分の１以内の額
	2. 補助対象企業が手当等として支給した額を補助対象額とし、その２分の１の額又は６万円のうち低い方の額
	3. 千円未満の端数が生じる場合は、千円未満を切り捨てた額

# ３　申請受付期間

令和７年８月１日（金）～令和７年９月３０日（火）

※受付最終日の午後５時までに提出してください。

# ４　申請方法

所定の補助金交付申請書（様式第１号）と事業計画書（別紙１）を県のホームページからダウンロードして必要事項を記入し、次の添付書類を添えて、申請フォームからご提出ください。

［添付書類］

1. 支援対象者の雇用契約書又は労働条件通知書の写し
2. 支援対象者の雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写し
3. 日本学生支援機構の奨学金返還の口座振替加入通知など支援対象者の年間返還額及び奨学生番号が分かる書類の写し
4. 就業規則又は賃金規定など手当等の支給根拠が分かる書類
5. 振込先口座確認書（別紙２）
6. 振込先口座が確認できるもの（通帳の写し等）

【群馬県ホームページ】

　トップページ　＞　組織からさがす　＞　産業経済部

　＞　労働政策課　＞　群馬県奨学金返還支援制度

ＵＲＬ：https://www.pref.gunma.jp/page/15076.html

【申請フォーム】

<https://logoform.jp/f/cBw9k>

# ５　申請・問い合わせ先

群馬県　産業経済部　労働政策課　人材活躍支援室　次世代人材係

〒３７１－８５７０　群馬県前橋市大手町１－１－１

ＴＥＬ：０２７－２２６－３４０８

メール：rouseika@pref.gunma.lg.jp

# ６　提出書類（チェックリスト）

提出書類は以下のとおりです。

|  |  |
| --- | --- |
| **（１）交付申請書*** 奨学金返還支援補助金交付申請書　（様式第１号）
* 事業計画書　（別紙１）

**（２）添付書類*** 支援対象者の雇用契約書又は労働条件通知書の写し
* 支援対象者の雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写し
* 日本学生支援機構の奨学金返還の口座振替加入通知など支援対象者の年間返還額及び奨学生番号が分かる書類の写し
* 就業規則又は賃金規定など手当等の支給根拠が分かる書類
* 振込先口座確認書（別紙２）
* 振込先口座が確認できるもの（通帳の写し等）
 | 提出部数１部１部対象者ごとに１部対象者ごとに１部対象者ごとに１部１部１部１部 |

# ７　申請の流れ

補助対象者（企業）

1. 交付申請（8/1～9/30）

群馬県（労働政策課）

②　交付決定（１０月頃）

1. 実績報告（４月中旬）

④　補助金額の確定通知（４月下旬）

1. 請求書（４月下旬～５月上旬）

⑥　補助金額の支払（５月中旬）

# ８　交付決定

提出された書類により審査を行い、予算の上限に達するまで交付決定を行います。

# ９　実績報告

## 提出書類（チェックリスト）

　提出書類は以下のとおりです。

|  |  |
| --- | --- |
| **（１）実績報告書**（県ホームページからダウンロード）* 実績報告書（様式第４号）
* 事業報告書（別紙３）

**（２）添付書類*** 支援対象者に支給した当該手当等の額が分かる書類の写し
* 支援対象者が奨学金を返還したことを証する書類の写し
 | 提出部数１部１部対象者ごとに１部対象者ごとに１部 |

## 申請方法

所定の実績報告書（様式第４号）と事業報告書（別紙３）を県のホームページからダウンロードして必要事項を記入し、上記の添付書類を添えて、実績報告書提出フォームからご提出ください。

【実績報告書提出フォーム】

<https://logoform.jp/f/e5zyA>

## 提出期限

令和８年４月１５日（水）

# 10　補助金の請求

実績報告により提出された書類の確認を行い、条件に適合すると認めるときは、補助金確定通知書により額を通知します。その額を請求書に記載のうえ、所定の補助金請求書（様式第５号）を県のホームページからダウンロードして必要事項を記入し、請求書提出フォームから提出してください。

【請求書提出フォーム】

　<https://logoform.jp/f/7iyOS>

# 11　不正受給の取扱い

故意に事実に反する申請を行う等により、補助金の不正受給を行った場合は、不交付とするか又は交付を取り消し、既に交付した補助金については、補助対象企業が返還の義務を負います。

# 12　補助金の支払

　補助金は単年度ごとに、実績報告に基づき支払います。

# 13　留意事項

* 年度途中採用者の補助対象期間については、採用された日の属する月以降で、かつ、奨学金の返済を開始した月を１ヵ月目とし、36ヵ月間とします。
* 年度途中退職者について、実績報告の時点で既に退職している場合には、企業から対象者への支援実績があっても、本事業の対象となりません。
* 手当等の支給根拠が分かる書類の提出が必要です。必要に応じて、就業規則又は賃金規定などを変更してください。

# 14　補助金額の例

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 従業員の年間返還額 | 企業支援額 | 本人負担額 |
|  | 企業負担額 | 県補助額 |
| ケース１ | 18万円 | 12万円 | ６万円 | ６万円 | ６万円 |
| ケース２ | 24万円 | 16万円 | 10万円 | ６万円 | ８万円 |
| ケース３ | 12万円 | 12万円 | ８万円 | ４万円 | なし |

* ケース１　県は企業支援額の２分の１を補助
* ケース２　企業支援額の２分の１は８万円だが、県補助額は年間上限額の６万円
* ケース３　企業支援額の２分の１は６万円だが、県補助額は従業員の年間返還額の
　　　　　３分の１の４万円

# 15　支援対象者の例

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 採用区分 | 採用年月日 | 交付申請日 | 生年月日(令和７年度末時点の年齢) | 令和７年度における奨学金返済期間 | 令和７年度における補助対象期間 |
| ケース１**新卒** | 令和７年４月１日 | 令和７年８月１日 | 2002年６月１日（23歳） | 令和7年**10月**～令和８年3月 | 令和7年**10月**～令和8年3月 |
| ケース２中途 | 令和７年４月１日 | 令和７年**８月１日** | 1995年**６月１日****（30歳）** | 令和７年４月～令和８年３月 | **対象外** |
| ケース３中途 | 令和７年４月１日 | 令和７年**８月１日** | 1995年10**月１日****（30歳）** | 令和７年４月～令和８年３月 | 令和７年４月～令和８年３月 |
| ケース４中途 | **令和４年****10月１日** | 令和７年８月１日 | 1997年６月１日（28歳） | 令和７年４月～令和８年３月 | 令和7年４月～令和７年**９月** |

* ケース１　日本学生支援機構の奨学金の場合、新規学卒者は貸与終了の翌月から数え

て７か月目の月から奨学金返還が始まりますので、多くの場合、奨学金返還

が始まる10月からが補助対象期間です。

※ただし、新規学卒者でも在学中に貸与が終了し、例外的に４月の入社時点

で奨学金返還が始まっている場合は、４月からが補助対象期間です。

* ケース２　交付申請日である8月1日時点で、30歳の誕生日を迎えており、支援対象

者の要件である「30歳未満」に該当しないため、令和7年度は補助対象外

です。

* ケース３　交付申請日である8月1日時点で、30歳の誕生日を迎えておらず、支援対

象者の要件である「30歳未満」に合致するため、令和7年度は補助対象で

す。

* ケース４　令和7年9月30日で採用されて３年が経つので、令和7年9月までが補助

対象期間です。